

保存版

川越市立寺尾中学校 P T A・教育振興会規約



令和2年5月21日改正

川越市立寺尾中学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は川越市立寺尾中学校PTAと称し、事務局を川越市立寺尾中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、会員が協力して学校と家庭と地域社会における教育の充実振興に寄与し、生徒の活動を助成することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及びそれにともなう活動を行う。

- 1 生徒の心身の健全な成長を図るため、学校と家庭との緊密な連絡提携を図る。
- 2 会員に対する成人教育の振興を図る。
- 3 学校教育及び社会教育の振興と協力に努める。
- 4 地域における教育環境の改善・充実を図る。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする自主的民主的な団体であって、他からの支配統制干渉を受けない。

第5条 本会は、青少年福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。

第6条 本会は直接に教育行政や学校の管理及び経営方針に干渉しない。

第7条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第4章 会員

第8条 本会の会員は、川越市立寺尾中学校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる者及び学校に勤務する教職員をもって組織する。会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 役員

第9条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長（総務・書記・会計）若干名
- 3 理事 若干名 4 幹事 2名
- 5 監事 若干名

第10条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。なお、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員の選出は別に定める規定による。

第6章 役員の任務

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。
1 会長は本会を代表し、総会及び理事会を招集する。
2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。
3 理事は理事会を構成する。
4 幹事は会務の企画・集会通知・会議記録・会計にあたる。
5 監事は会計会務を監査する。

第7章 会議

第13条 総会は毎年度始めに開催する。総会の成立は会員の過半数とする。議決は出席者の多数決による。
但し会長が必要と認めた時は、理事会の承認をえて臨時開催することができる。

総会は次のことを行う。

- 1 事業報告・事業計画の審議及び承認
 - 2 予算・決算の審議及び承認
 - 3 規約の制定・変更
 - 4 役員の選出及び承認
 - 5 その他の必要な事項を審議及び承認
- 第14条 理事会は、会務の審議決定、事業計画、予算決算、その他の必要な事項を審議し、執行にあたる。

第8章 常任委員会及び専門委員会

第15条 常任委員会は正副会長及び幹事をもって構成し、本会の基本的事項について審議する。

第16条 専門委員会は、第3条の事業及び活動を活発に行うための具体的な事項を審議し執行する。

第17条 専門委員会は、理事会の承認をえて設置し、必要に応じて副会長及び理事が分属して担当事項の審議又は実行にあたる。

第18条 会議の議決は、出席者の多数決による。

第9章 学年委員会及び地区委員会

第19条 本会の運営を円滑にし、各学年生徒の福祉の増進と教育振興のために、本会に学年委員会を置く。

第 20 条 本会の運営を円滑にし、各地区生徒の福祉の増進と教育振興のために、本会に地区委員会を置く。

第 10 章 会計

第 21 条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第 22 条 会費は会員 1 家庭につき月額 200 円とする。

第 23 条 本会会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 11 章 個人情報

第 24 条 本会が保有する個人情報の取扱いについては別に定める規定による。

第 12 章 補則

第 25 条 本会の規約は総会の議決によらなければ改正することができない。

第 26 条 本会の規約は昭和 52 年 4 月 1 日より実施する了解事項、役員の任期は、翌年度役員の就任までとする。

平成元年 4 月 22 日、第 13 条・第 22 条を改正する。

平成 14 年 5 月 10 日、第 9 条を改正する。

平成 16 年 5 月 14 日、第 9 条を改正する。

平成 26 年 2 月 8 日、第 9 条・第 9 章・第 19 条を改正する。

平成 27 年 2 月 7 日、第 19 条・第 20 条・第 22 条を改正する。

令和 2 年 5 月 21 日、第 24 条・第 25 条・第 26 条を改正する。(第 11 章個人情報を追加のため、補則を第 12 章とする。)

川越市立寺尾中学校教育振興会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、川越市立寺尾中学校教育振興会と称し、事務局を川越市立寺尾中学校に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、会員が協力して学校と家庭と地域社会における教育の充実振興に寄与し、生徒の活動を助成することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学校教育の振興、環境整備の充実助成
- 2 生徒の学習及び教職員の研修に対する助成
- 3 教育諸活動に対する助成
- 4 生徒の進路指導と福祉厚生に対する助成
- 5 その他本会の目的達成に必要と認められた事業と助成

第3章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 川越市立寺尾中学校に在籍する生徒の保護者
- 2 前項に該当する者の外、本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。

第4章 役員

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名(PTA会長が兼務することもできる。)
- 2 副会長 (総務・書記・会計) 若干名
- 3 理事 若干名
- 4 幹事 2名
- 5 監事 若干名

第6条 本会に顧問をおくことができる。

第7条 役員の任務は次の通りである。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。又、総会及び理事会を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は会務の審議決定・総会決定事項の処理・その他、本会の目的達成に必要な事項を審議し執行の任にあたる。
- 4 幹事は会務の企画・集会通知・会議の記録・会計会務にあたる。
- 5 監事は会計会務を監査する。

第5章 役員の選出

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長は、副会長を総会において選出する。
- 2 理事は地区より選出し総会において承認をうるものとする。
- 3 幹事は総会の承認をえて会長が委嘱する。
- 4 顧問は総会の承認をえて会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は1か年とする。但し、再任を妨げない。なお、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第10条 総会は毎年度始めに開催する。但し、会長が認めた時は理事会の承認をえて臨時に開催することができる。総会の成立は会員の過半数とする。決議は出席者の多数決による。

総会は次のことを行う。

- 1 事業報告、事業計画の審議及び承認
- 2 予算決算の審議及び承認
- 3 規約の制定、変更
- 4 役員の選出及び承認
- 5 その他、必要な事項の審議及び承認

第11条 理事会は会長、副会長、理事、幹事をもって構成する。

第12条 会議の議決は出席者の多数決による。

第7章 会計

第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 14 条 会費は次のとおりとする。

1 第 4 条、第 1 項に該当する者は、1 家庭につき月額 1 口を 150 円とする。

2 第 4 条、第 2 項に該当する者は、年額 1 口を 500 円以上とする。

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 監事は地区毎に選出し、交代制とする。

第 17 条 監事の任期は 1 ヶ年とする。

第 8 章 補則

第 18 条 本会の規約は総会の議決によらなければ改正できない。

第 19 条 校長は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 20 条 本会の規約は昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。

平成元年 4 月 22 日、第 10 条を改正する。

平成 11 年 5 月 15 日、第 16 条・第 17 条を改正する。

平成 13 年 5 月 19 日、第 5 条を改正する。

平成 14 年 5 月 10 日、第 5 条を改正する。

平成 16 年 5 月 14 日、第 5 条・第 8 条を改正する。

平成 19 年 5 月 11 日、第 2 条を改正する。

平成 26 年 2 月 8 日、第 5 条を改正する。

平成 27 年 2 月 7 日、第 4 条、第 14 条を改正する。

平成 30 年 5 月 2 日、第 8 条を改正する。

川越市立寺尾中学校 PTA 役員選出規定

第 1 条 この規定は、川越市立寺尾中学校 PTA 規約、第 11 条に基づいて定める。

第 2 条 役員は会員中より選出する。

第 3 条 会長及び副会長は、候補者指名委員会のあげた候補者の中から総会において選出する。

第 4 条 候補者指名委員会の数は、各地区委員及び各学年委員中よりそれぞれ 1 名、教員中より 1 名とする。

但し、候補者の指名は発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

第 5 条 学年の役員の選出は次のとおりとする。

各学年の会員は学年毎に必要に応じた人数の委員を選び、その中から互選により学年委員長 1 名、副委員長 1 名を選ぶ。学年委員長は本会の理事となる。

第 6 条 各地区的会員は、本部役員必要数を選び、地区毎に地区委員長 1 名、地区副委員長必要数を選び。

また、各地区的会員は専門委員会の委員必要数を選び、専門委員の中より委員長 1 名、副委員長 1~2 名を互選する。

本部役員、地区委員長、専門委員長は本会の理事となる。

第 7 条 教員は、教員中より理事 3 名を互選する。

第 8 条 幹事 2 名は理事会の承認をえて会長が委嘱する。

第 9 条 この規定は、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。

平成元年 4 月 22 日、第 5 条・第 6 条を改正する。

平成 11 年 5 月 15 日、第 5 条・第 6 条を改正する。

平成 13 年 5 月 19 日、第 5 条を改正する。

平成 16 年 5 月 14 日、第 5 条を改正する。

平成 23 年 5 月 13 日、第 6 条を改正する。

平成 26 年 2 月 8 日、第 4 条・第 5 条を改正する。

平成 30 年 5 月 2 日、第 6 条を改正する。

川越市立寺尾中学校 PTA 個人情報取扱規定

- 第1条 この規定は、川越市立寺尾中学校 PTA 規約、第24条に基づいて定める。
- 第2条 個人情報の管理者は、川越市立寺尾中学校 PTA 会長とする。
- 第3条 個人情報の取扱者は、会長が指定した者とする。
- 第4条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。
- 第5条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示するものとする。
- 第6条 取得した個人情報は次の目的のために利用する。
- 1 会費集金及び管理
 - 2 総会等資料作成
 - 3 文書の送付、諸連絡
 - 4 各種名簿の作成
- 第7条 本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的以外の目的のために、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第8条 個人情報は、取扱者が保管するものとし、適正に管理するものとする。ならびに、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第9条 個人情報を取扱う電子計算機器等については、適切な状態で保管するものとする。
- 第10条 次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合
 - 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全な育成の推進に必要がある場合
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその

委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

- 第11条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に定める方法によりこれに応じる。
- 第12条 個人情報を漏えい、紛失等したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとする。
- 第13条 個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
- 第14条 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 第15条 この規定は、令和2年5月21日より実施する。

慶弔・見舞い関係規定

寺尾中学校 P T A

〃 教育振興会

1 本校職員、会員、生徒に慶弔等があるときは、次の規定に従って、その意を表す。

(1) 学校職員

ア 結婚のお祝い	PTAより	5,000円
イ 出産のお祝い	"	3,000円
ウ 死亡による香典	"	5,000円
エ 疾病による見舞い(1ヶ月以上の治療)	"	3,000円
オ 配偶者及び両親(義父母を含む)の死亡による香典	"	5,000円

(2) 会員

会員の死亡による香典 両会より各 5,000円

(3) 生徒

生徒死亡による香典 両会より各 5,000円

2 会葬

(1) 学校職員に関する場合 両会の本部役員のうち1名が会葬する。

(2) 会員の場合 両会の本部役員、地区委員長のうち1名が会葬する。

(3) 生徒の場合 両会の本部役員、学年委員のうち1名が会葬する。

3 学校職員の転退職

学校職員の転退職記念品代として、PTAより勤務年数1年につき1,000円とする。
ただし、上限は10,000円とする。

4 その他

- (1) 学校職員及び役員の場合は、本部役員で協議し善処する。
- (2) 学校職員、会員の家族に災害があったときは、本部役員で協議する。
- (3) 緊急の場合は、両会長、学校長に一任する。
- (4) すべて返礼しないことにする。
- (5) この内規は、理事会で決定する。

付記

この内規は昭和62年12月19日より実施されてきたものを一部改正し、平成7年4月15日より実施する。

平成17年6月3日、第3項を改正する。

平成27年2月7日、第1項、第3項を改正する。